

## 第11号様式の10（第5条関係）

## 政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 小林誠

年月日	令和2年4月23日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団 令和2年度会費			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	奈良県内の人権や福祉に関する政策の調査研究のため			
按分率の説明	すべて政務活動費			
活動内容等	<p>◆本会の活動内容 人権に関する政策の推進を目指し、現地調査や奈良県職員を講師に招き勉強会を行っている。</p>			
※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動頻度 数か月に一度、勉強会を開催。会誌も発行。</p> <p>◆参加者の状況 奈良県議員・市町村議員等</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	会費	30,000		8
合計 30,000円（すべて政務活動費）				
備考	添付資料：規約 会報誌 総会資料			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

## 奈良ヒューライツ議員団 規約

- 第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。
- 第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超えて、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。
- 第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。
- 2 本会の活動目的・主旨に反する行為、倫理を逸脱した行為をした加盟議員には退会を求める。
- 第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。
- |       |    |        |     |
|-------|----|--------|-----|
| 1. 議長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名  |
| 3. 会計 | 1名 | 4. 幹事  | 若干名 |
| 5. 監事 | 2名 |        |     |
- 第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を隨時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。
- 第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。
- |          |     |            |       |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員  | 1万5千円 |
- ②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。
- 第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。
- 第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

【2019年度第1回定例会議（2019年5月31日）で一部改正】

# ヒューライツエキスプレス

奈良ヒューライツ議員団

2020 Summer, vol.53

奈良ヒューライツ議員団機関紙  
〒630-8133  
奈良市大安寺1-23-1  
奈良県人権センター2階  
TEL 0742-64-1631  
FAX 0742-64-1640  
発行責任者 田川 雅人

## 法務省 部落差別実態調査の結果公表

法務省人権擁護局は今年6月、部落差別の実態に係る調査結果報告書を公表した。同調査は、2016年12月施行の部落差別解消推進法第6条に「部落差別の解消に関する施策の実施に資するため」に、国が部落差別の実態に係る調査を行うと規定していることから、2018(H30)年度から2019(R元)年度にかけて実施したもの。

調査は、①法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の調査(注1)、②地方公共団体及び教育委員会が把握する差別事例の調査、③インターネット上の部落差別の実態に係る調査、④一般国民に対する意識調査、の4類型から成る。

### 誹謗中傷・結婚・恋愛での差別被害明らか

#### ①法務省の人権擁護機関が把握する部落差別に関する相談件数

過去3年間でいずれも400件を超えており、最新のH29年の統計では、特定個人に対する誹謗中傷が69件で、次に差別落書き等の表現行為が65件。結婚・交際に関する差別も53件ある。結婚・交際差別はH27年が39件、H28年が43件であるから増加傾向にある。

#### ②地方公共団体及び教育委員会が把握する部落差別に関する相談件数

H25年からH29年の5年間で、いずれも2千件を超えており、エリア別では、関東・甲信越が6割を占める。次いで近畿、中国地方が12%~15%である。

相談類型は、差別表現が2割強を占め、そのうち、半数を占めるネット情報によるものが年々増加している。結婚・交際・雇用に関する相談も件数は少ないが、実態として差別は存在する。

#### ③インターネット上の部落差別の実態調査

R元年6月1日から同月28日までの間に、「部落」「同和」を基本的なキーワードとして、一般に部落差別問題に関連して用いられる25のキーワードを組み合わせて検索した結果、782のウェブページが抽出された。

その内容を類型別に分類した結果、

- (1) (具体的な地名など)識別情報の摘示…111ページ
- (2) 特定個人に対する誹謗中傷…29ページ
- (3) 不特定者に対する誹謗中傷…113ページ
- (4) (1)ないし(3)のいずれにも該当するとは認めがたいもの…554ページだった。(注2)

さらに、H30年6月1日からR元年5月31日までの1年間に部落差別関連ウェブページを閲覧していたことが確認された24,366人のうち、調査会社のアンケートモニターである10,117人に対してアンケート調査を実施し、875人から回答が得られている。(注3)

そのうち、過去に部落差別または同和問題に関するウェブサイトを目にしたことがあると回答した351人に対して、閲覧したきっかけについて尋ねている。その結果、

- (1) 部落差別の歴史や用語など一般的な事柄について調べてみようと思った…213人(60.7%)
- (2) 自分や身内の引っ越し先の地域について調べてみようと思った…34人(9.7%)

4ページへつづく

### 加盟議員 正副議長就任者の紹介

2020年4月以降、正副議長に就任された加盟議員の方々です。(敬称略)

議長	県議会	山本 進章	副議長	県議会	乾 浩之
	香芝市議会	中村 良路		香芝市議会	芦高 清友
	宇陀市議会	山本 裕樹		宇陀市議会	菊岡 千秋
	三郷町議会	伊藤 勇二		大和高田市議会	森本 尚順
	上牧町議会	服部 公英		天理市議会	内田 智之
	大淀町議会	池田 加代子			

注1)法務省・人権擁護機関の調査対象の期間は、人権相談票の保存期間が3年であるため、H27年1月1日からH29年12月31日までの間に事件が処理されたもの。

注2)同一のウェブページが複数の類型に分類される場合があるため、総数は一致しない。

注3)調査は、部落差別関連ウェブページを特定せず、過去に閲覧したウェブサイトを自由に想起してもらい動機等を質問している。

## 令和2年度事務所状況報告書

会派・議員名 日本維新の会 小林誠

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所: 平群町椿井 600-1 電話: 070-1766-1555 延べ床面積 99.37 m <sup>2</sup>
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ( )
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 森中 昭子) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 99.37 m <sup>2</sup> (a) うち政務活動使用面積 49.685 m <sup>2</sup> (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間 (a) うち政務活動使用時間 時間 (b) (b) / (a) = 49.685 / 99.37 → 按分率 1 / 2
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 面積按分)
⑦駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方: )
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率按分)
⑨備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

# 賃貸借契約証書

椿井店舗 1 号室

貸主 森中 昭子 様

借主 小林 誠 様

# 賃貸借契約書

貸主森中 昭子（以下甲という）借主小林 誠（以下乙という）との間に賃室賃貸借に関して、次の通り契約を締結する。

## 第1条（賃室）

甲は、甲所有の次の賃貸借室を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

名称 椿井店舗  
所在地 奈良県生駒郡平群町椿井 600-1  
構造 木造  
賃貸借部分 1

## 第2条（使用目的）

乙は賃室を乙の（事務所）の目的にのみ使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。

## 第3条（賃貸借期間）

- (1) 賃貸借期間は令和元年8月19日から令和3年8月18日までの満2年間とする。
- (2) 期間満了と同時に本契約を終了させようとするときは、甲は六ヶ月前に乙は参ヶ月前に、いずれも相手方に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- (3) 甲が期間満了の六ヶ月前までに、乙が期間満了の参ヶ月前までに相手方に対して何等の意思表示をしないときは、この契約は更に2年間更新されるものとする。その後の期間満了についても同様とする。

## 第4条（期間内解約）

- (1) 賃貸借契約期間中に当事者が解約しようとするときは、甲は六ヶ月前に乙は参ヶ月前に、いずれも相手方に対し書面による解約の予告をしなければならない。この場合、予告期間満了日をもってこの契約は解除されたものとする。
- (2) 乙は前項の予告にかえて、参ヶ月分の賃料相当額を甲に支払うことにより即時解約することができる。

## 第5条（賃料及び支払い）

- (1) 賃料は第1条記載の賃室に対し、次のとおり定める。  
月額金 90,000円也（消費税別途必要）
- (2) 乙は毎月末日までに翌月分を甲の指定する金融機関に振込み支払うものとする。但し、賃料が壹ヶ月に満たない場合は、日割計算によるものとする。
- (3) 前項但し書の日割額は、1ヶ月を30日として日割計算によるものとする。
- (4) 甲は第1項の賃料を契約更新毎に改訂する。
- (5) 甲は物価の高騰、公租、公課、地代等の増額その他経済上の変動により賃料が不相当となったときは、前項にかかわらずこれを改訂することができる。
- (6) 乙は第4項による賃料の改訂が著しく不当でない限り、異議なくこれに応じるものとする。

## 第6条（諸費用の負担）

- (1) 乙は賃料の他に下記諸費用（共益費）を負担するものとする。  
月額 無しの為下記イ～ヘまでの負担は無しとする。  
(イ) 共用部分の光熱費

- (口) 共用部分の清掃費、衛生費  
(ハ) 共用機械設備の運転並びに維持管理費  
(二) 共用部分の保全費  
(ホ) 共用部分の保安警備費  
(ヘ) その他の必要経費
- (2) 乙の賃室内で使用した電気、ガス、水道等の光熱給水費を負担するものとする。  
(3) 前項の賃料にかかる規定は費用についても準用されるものとする。

第7条 (保証金)

- (1) 乙は保証金として、下記の金額を甲に預けるものとする。  
保証金 金0円也  
尚、保証金には利息を附さない。
- (2) 乙の申し出により本契約を解約するとき、第16条により本契約が解約されたとき並びに本契約が終了したとき、いずれの場合も甲は保証金から金0円を差し引き残額を乙に返還するものとする。
- (3) 乙に賃料延滞、損害賠償その他本契約に基づく債務の不履行があるときは、甲は任意にこれを保証金より差し引いて返還するものとし、乙は本契約期間中は保証金をもって賃料その他の債務と相殺することはできない。
- (4) 乙は保証金に関する債権を第三者に譲渡し、又は債務の担保に供してはならない。
- (5) 本契約が終了し、乙が賃室を完全に明渡し且つ甲に対する一切の債務の完済した後に、甲は保証金を第2項により差し引いた後乙に返還する。
- (6) 甲の責に帰するべき事由による場合又は乙が第4条第1項による甲の一方的事由により本契約が終了した場合は、第2項の規定にかかわらず保証金全額を乙に返還する。

第8条 (禁止事項)

- 乙は次の行為をしてはならない。
- (イ) 賃借権を譲渡し又は担保とすること。  
(ロ) 賃室の全部又は一部を第三者に転貸しもしくは使用されること。  
(ハ) 賃室内に夜間宿直その他の名目にて寝泊りさせる等、居住の用に供すること。  
(ニ) 乙以外の在室名義を表示すること。  
(ホ) 法令に違反する行為、風俗を乱す行為、他の賃借人その他近隣に迷惑を及ぼす行為、その他賃室を含む建物に損害を及ぼす一切の行為。  
(ヘ) 賃室内及び共用部分及び建物周辺に自転車、バイク等の乗り入れ又は放置すること。

第9条 (修理費の負担区分)

- (1) 建物の本体及び甲所有の諸造作の大修理は甲がこれを行うが、賃室の壁、天井、床等に対する小修理（塗装替を含む）は、乙の負担とする。
- (2) 乙が前項の修理箇所を発見したときは、速やかに甲に通知する義務を負い且つ自己負担の修理であっても事前に甲と協議の上実施するものとする。

第10条 (原状変更)

- (1) 乙が賃室の改裝、間仕切り、その他諸造作、設備の新設、附加、除去等全て原状を変更しようとするときは、あらかじめ設計書を提出し、甲の書面による承諾を得た上で実施するものとし、これに要する費用は一切乙の負担とする。
- (2) 賃室又は建物内に重量物を搬入し又はこれらの内部、周囲に看板、掲示板、広告物、標識、注意書等を設置又は貼付しようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得

第1

第1

第1

第1

第1

第1

第1

なければならない。

万一甲に無断で上記に違反し、取り付けた場合、甲は乙の承諾なしに破棄しても乙は異議ないものとする。(諸費用は乙の負担とする)

(3) 前項の工事を乙が実施する場合は、その内容、方法等につき甲と密に連絡を行い、その都度甲の承諾を得なければならない。

#### 第11条(損害賠償)

乙又はその代理人、使用人、請負人、訪問者、その他関係者が故意又は過失によって、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙が一切これを賠償しなければならない。

#### 第12条(免責)

甲は下記の損害について責任を負わない。

- (イ) 地震、火災、風水害等の災害に起因するもの。
- (ロ) 盗難その他第三者の不法行為又は他の債借人の行為に起因するもの。
- (ハ) 労働争議又は示威運動に起因するもの。
- (ニ) 甲が施行する建物又は付属施設の修理、改造等の工事による共用部分、付属設備又は貸室の使用停止又は使用制約に起因するもの。
- (ホ) 甲が賃貸人及び建物所有者として通常の注意を払ったにもかかわらず発生した建物又は電気、ガス、水道、冷暖房、昇降機等の付属設備の事故に起因するものの。

#### 第13条(立入権)

甲またはその使用人もしくは甲の指定する者は、建物保全、設備の点検、調整、防災、救護、衛生、その他建物管理上必要あるときは、あらかじめ乙に通知した上で、貸室内に立入りこれを点検し、適宜の措置を講じることができる。

非常の場合等、甲があらかじめ乙に通知することができないときは、事後速やかに乙に報告するものとする。この場合、乙は甲に協力しなければならない。

#### 第14条(延滞損害金)

乙が賃料又は賃料以外の経費の納付を延滞した場合は、甲はその額に対して、100円につき日歩4銭の割合により延滞損害金を加算して請求することができる。

#### 第15条(契約の消滅)

天災地変その他不可抗力により建物の全部又は一部が滅失もしくは破損して貸室の使用が不可能となった場合、本契約は当然終了するものとする。

#### 第16条(契約の解除)

乙に次の各号の一に該当するときは、甲は何等の催告なしに本契約を解除することができるものとし、この場合甲が損害を蒙ったときは、乙に対してその損害の賠償を請求することができる。

- (イ) 賃料その他の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
- (ロ) 貸室を第2条の目的以外に使用したとき。
- (ハ) 第8条の規定に違反したとき。
- (ニ) 仮差押、仮処分、強制執行を受けもしくは破産、和議、会社整理、会社更生等の申立てを受け或いは自ら申立てをしたとき。更に解散もしくは死亡、禁治産の宣告等があったとき。
- (ホ) 著しく信用を失墜する事実があったとき。
- (ヘ) 暴力団の組事務所として使用されていたとき、又は暴力団関係者のとき。
- (ト) 本契約又はこれに付随して締結した契約の各条項の一に違反したとき。

## 第17条 (原状回復等)

- (1) この契約が解約、解除、その他の事由により終了したときは、乙は貸室に設置した造作、その他の設備及び乙所有の物件を自己の費用をもって収居し、貸室及びその付属設備、造作等の破損箇所の補修並びに室内塗装を自己の費用をもって修理し、貸室を契約当初甲の示した貸室基準仕上げに復してこれを甲に明渡すものとする。  
なお原状回復は、乙が甲指定の業者に委託して実施し、その費用は乙の負担とする。  
但し、乙の指定する業者で施工することを甲が承諾するときはその限りではない。  
この場合において乙が遅滞なく原状回復の処理をとらなかつたときは、甲は乙の負担において原状回復の処置をとることができるものとし、乙はこれに異議を申立てない。
- (2) 本契約が終了し、乙が貸室を明渡したあとに貸室内に残置した物件があるときは甲は任意にこれを処分することができる。
- (3) 本契約終了と同時に乙が貸室を明渡さないときは、乙は本契約終了の翌日から明渡し完了に至るまでの賃料相当額の倍額の損害金及び諸費用相当額を甲に支払い、且つ明渡し遅滞により甲が損害を蒙つたときは、その損害を賠償しなければならない。

## 第18条 (造作買取請求権)

乙は貸室の明渡しに際し、その事由名目の如何にかかわらず貸室、諸造作、及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求又は移転料、立退料、権利金等一切の請求はしないことはもちろん、貸室内に自己の費用をもって施設した諸造作、設備等の買取を甲に請求することはできない。

## 第19条 (届出事項)

乙に下記の事項が生じたときは、乙又はその包括承継人は直ちに甲に書面で届け出るものとする。

- (イ) 名称、商号、住所、本店、代表者の変更。  
(ロ) 組織変更又は合併。  
(ハ) 乙又は保証人の死亡。  
(ニ) その他甲が特に指定する事項。

## 第20条 (扉鍵の貸与)

- (1) 甲は賃貸借室の扉1ヶ所につき、扉鍵1個を乙に貸与する。
- (2) 乙はやむを得ない事由により同一の扉につき2個以上の扉鍵を必要とするときは、書面をもって甲にその貸与を求めることができる。
- (3) 乙は扉鍵を紛失したときは、直ちに紛失届を甲に提出すると共に鍵交換代を負担して、甲に扉鍵の再交付を請求するものとする。
- (4) 乙は複製した扉鍵又は紛失した扉鍵に基づく一切の損害については、本契約終了の前後を問わずその責に任ずる。

## 第21条 (動物飼育の禁止)

乙は賃貸借物件内、本建物内及び本建物敷地内において小鳥及び小魚類以外の動物を飼育してはならない。

## 第22条 (管轄裁判所)

本契約から生ずる権利義務について争いが生じたときは、奈良地方裁判所又は奈良簡易裁判所を管轄裁判所とする。

## 第23条 (規定外事項)

本契約に定めのない事項並びに契約条項の解釈に疑義を生じたときは、甲乙誠意をもつて協議し、その解決にあたるものとする。

## 第24条（反社会的勢力ではないことの確約）

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
- (2) 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
  - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

## 第25条（追加条項）

- (1) 乙が内外部造作を行い、甲の内外部防水設備を破損し水漏れが起こり、迷惑を及ぼしたときには、乙において一切の責任をもち解決にあたり、甲には一切の迷惑をかけないこと。
- (2) 乙は袖看板及び建物内外部にかける社名表示版の文字入れに関しては、あらかじめ設計書を提出し、甲の指定する業者によって、甲の承諾を得た上で実施するものとし、これに要する費用は一切乙の負担とする。但し、乙の指定する業者で施工することを甲が承諾するときは、その限りではない。
- (3) 乙は、消防署の指導要項を受け、法令条例等遵守のこと。
- (4) 産業用ゴミ処理は乙の負担と責任において行う事。
- (5) 乙は本契約期間中、甲指定の店舗総合保険に加入の事。
- (6) 防音には万全を期し、外部からのクレームについては乙にて対処の事。
- (7) 契約物件に対する通常小修理は乙の負担とし、基礎構造上の修理は甲の負担とする。
- (10) 本件建物周辺等に、迷惑駐車厳禁とする。業種変更の場合は甲の承諾を得る事。
- (11) 乙は契約時、甲に礼金100,000円を支払うものとする。
- (12) 業種変更の場合は甲の承諾を得る事。
- (13) 本店舗内の設備については原状渡しとする為、入居中の故障修理・撤去については借主にて対処のこと。（エアコン、照明、ウォシュレット、冷蔵庫等）
- (14) 電気、ガス、水道の毎月の支払いに関しては甲と相談の上、家賃と共に支払うものとする。
- (15) 退去時日割計算は行わないものとする。
- (16) 凈化槽の汲取費用に関しては甲と折半にて支払うものとする。
- (17) 家賃には敷地内駐車場6台分の料金を含むものとする。
- (18) 消費税及び地方消費税は、消費税法 第29条及び地方税法の改正により税率が変更になる場合があります。以上

振込口座

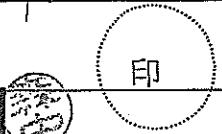
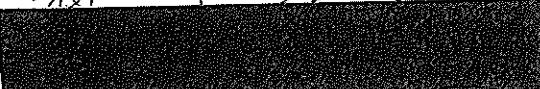
奈良信用金庫

口座番号

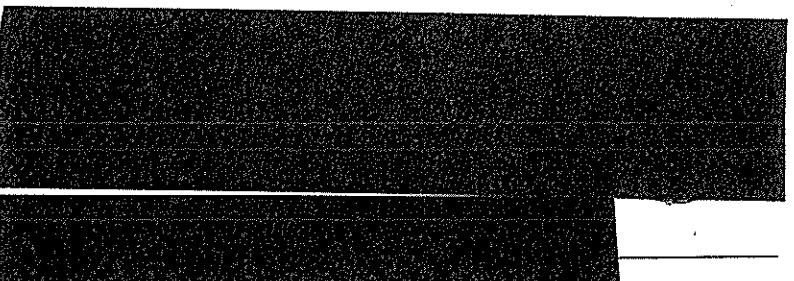
名義 森中 昭子（モリナカ ショウコ）

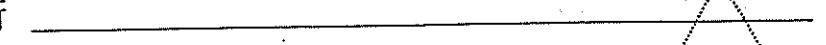
下記貸主(甲)と借主(乙)は、本物件について前記のとおり賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書式通を作成し、記名押印の上、各自その壱通を保有する。

令和  
平成 1年 8月17日

賃貸人(甲) 住所 奈良県生駒郡平群町横井600-1  
氏名 森中昭子 印   
TEL 

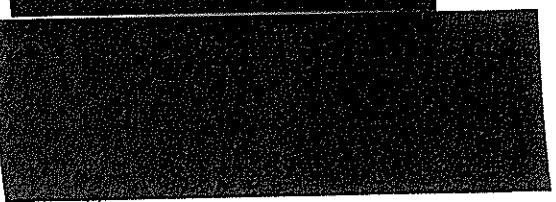
賃借人(乙) 住所 奈良県生駒郡斑鳩町興留4-3-23  
氏名 小林 緑   
TEL 0745-74-3607

連帯保証人 住所   
氏名   
TEL 

連帯保証人 住所   
氏名   
TEL 

仲介人 免許証番号   
本店

取扱店 

政令で定める使用人  
宅地建物取引主任者 

担当営業員 

## 2年度雇用状況報告書

会派・議員名 日本維新の会 小林 誠

① 雇用者	氏名 住所 電話番号:
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③ 雇用期間	2020年7月1日～2021年3月31日
④ 職務内容	政務活動関連事務処補助等
⑤ 給料(賃金)	7000円 ( <input type="checkbox"/> 月給 <input checked="" type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給)
⑥ 按分率の考え方	<p><input checked="" type="checkbox"/>勤務実績時間による場合            政務活動時間(3時間) / 政務活動(3時間) + その他業務(3時間)            3時間 / 6時間 → <input type="text" value="按分率 1/2"/></p> <p><input type="checkbox"/>勤務実績日数による場合            政務活動日数(　　日) / 政務活動(　　日) + その他業務(　　日)            → <input type="text" value="按分率 /"/></p> <p><input type="checkbox"/>職務内容による場合(　　) → <input type="text" value="按分率 /"/></p>
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/>雇用契約書</li> <li><input checked="" type="checkbox"/>賃金台帳</li> <li><input type="checkbox"/>租税関係書類</li> <li><input checked="" type="checkbox"/>社会保険関係書類</li> </ul>
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨ 備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

## 雇用契約書

ふりがな				生年月日
氏名				
現住所				
下記の条件で契約します。				
雇用期間	2019年11月20日から2020年4月9日まで			
雇用形態	正規職員	<input checked="" type="checkbox"/> パートタイム	派遣職員	その他( )
就業場所	奈良県生駒郡平群町椿井 600-1 こばやし誠事務所			
仕事内容	政務活動に係る補助及び後援会に係る事務。			
就業時間 (休憩時間)	09:00から16:00 休憩1時間			
休日	火・金・土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他			
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇( )			
賃金	基本賃金 月給 円 日給 7,000円 時間給 円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日(毎月 25日) 賃金支払日(毎月 5日) 賃金の支払方法(□現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込 ) 賃金支払時の控除(□所得税 □住民税 □健康保険 □介護保険 □厚生年金 □雇用保険) 昇給 □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input checked="" type="checkbox"/> その他			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。				
2019年11月19日				
雇用者 小林 誠 被雇用者				

## 雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	
電話 :	[REDACTED]	

下記の条件で契約します。

雇用期間	2020年7月1日～		
雇用形態	正規職員	<input checked="" type="checkbox"/> パートタイム	派遣職員
就業場所	奈良県生駒郡平群町椿井 600-1 こばやし誠事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及び後援会に係る事務。		
就業時間 (休憩時間)	午前 9:00～午後 16:00 休憩含む 7時間		
休日	火・木・金・土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ( )		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 7,000円 時間給 円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 31日) 賃金支払日 (毎月 5日) 賃金の支払方法 ( <input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込 ) 賃金支払時の控除 ( <input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input checked="" type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。			
2020年7月1日			
雇用者		小林 誠	
被雇用者		[REDACTED]	

## 第11号様式の14(第5条関係)

## 政務活動補助業務賃金台帳(令和二年度)

【議員名 小林 誠

雇用者氏名	性別	生年月日	履入年月日	会計													
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	費与1	費与2
労働時間数	4	2	4	4	4	4	4	4	4	6	4	4	4	4	7	7	31
時間外労働	28	14	29	28	42	28	42	28	42	0	0	0	0	0	0	0	218
休日労働	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
深夜労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基本給	28,000	14,000	29,000	28,000	42,000	28,000	42,000	28,000	42,000	28,000	49,000	28,000	49,000	28,000	49,000	218,000	0
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税合計	28,000	14,000	29,000	28,000	42,000	28,000	42,000	28,000	42,000	28,000	49,000	28,000	49,000	28,000	49,000	218,000	0
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総支給額	28,000	14,000	29,000	28,000	42,000	28,000	42,000	28,000	42,000	28,000	49,000	28,000	49,000	28,000	49,000	218,000	0
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険料合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税対象額	28,000	14,000	29,000	28,000	42,000	28,000	42,000	28,000	42,000	28,000	49,000	28,000	49,000	28,000	49,000	218,000	0
所得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額	28,000	14,000	29,000	28,000	42,000	28,000	42,000	28,000	42,000	28,000	49,000	28,000	49,000	28,000	49,000	218,000	0

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

## 2 年度雇用状況報告書

会派・議員名 日本維新の会 小林 誠

① 雇用者	氏名 [REDACTED] 住所 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③ 雇用期間	2020年7月1日～2021年3月31日
④ 職務内容	政務活動関連事務処補助等
⑤ 給料（賃金）	7000円 ( <input type="checkbox"/> 月給 <input checked="" type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給)
⑥ 按分率の考え方	<p><input checked="" type="checkbox"/>勤務実績時間による場合 政務活動時間（3時間）／政務活動（3時間）+その他業務（3時間） 3時間/6時間 → <input type="checkbox"/>按分率 1/2</p> <p><input type="checkbox"/>勤務実績日数による場合 政務活動日数（　　日）／政務活動（　　日）+その他業務（　　日） → <input type="checkbox"/>按分率 /</p> <p><input type="checkbox"/>職務内容による場合 (　　) → <input type="checkbox"/>按分率 /</p>
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨ 備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

## 雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	
電話	[REDACTED]	

下記の条件で契約します。

雇用期間	2020年7月1日～		
雇用形態	正規職員	<input checked="" type="checkbox"/> パートタイム	派遣職員
就業場所	奈良県生駒郡平群町椿井 600-1 こばやし誠事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及び後援会に係る事務。		
就業時間 (休憩時間)	午前 9:00～午後 16:00 休憩含む 7時間		
休日	火・木・金・土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇( )		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 7,000円 時間給 円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日(毎月 31日) 賃金支払日(毎月 5日) 賃金の支払方法(□現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除(□所得税 □住民税 □健康保険 □介護保険 □厚生年金 □雇用保険) 昇給 □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input checked="" type="checkbox"/> その他		

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

2020年7月1日

雇用者 小林誠 [REDACTED]

被雇用者 [REDACTED]

## 第11号様式の14(第5条関係)

## 政務活動補助業務賃金台帳(令和2年度)

【議員名 小林誠】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日				2020年 7月1日
				4月	5月	6月	7月	
労 働 日 數					8	9	10月	11月
労 働 時 間 數					56	63	77	46
時 間 外 労 働							28	42
休 日 労 働								28
深 夜 労 働								
基 本 給				56,000	63,000	77,000	46,000	28,000
時 間 外 手 当								
通勤手当(課税)				0	0	0	0	0
通勤手当(非課税)				0	0	0	0	0
課 税 合 計				0	0	0	0	0
非 課 税 合 計				56,000	63,000	77,000	46,000	28,000
総 支 給 額				0	0	0	0	0
健 康 保 険 料				56,000	63,000	77,000	46,000	28,000
介 護 保 険 料				0	0	0	0	0
厚 生 保 険 料				0	0	0	0	0
雇 用 保 険 料				0	0	0	0	0
社 会 保 険 料 合 計				0	0	0	0	0
課 税 対 象 額				56,000	63,000	77,000	46,000	28,000
所 得 税								
市 町 村 民 税								
控 除 額 合 計				0	0	0	0	0
差 引 支 給 額				56,000	63,000	77,000	46,000	28,000

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

## 2 年度雇用状況報告書

会派・議員名 日本維新の会 小林 誠

① 雇用者	氏名 [REDACTED] 住所 [REDACTED]	電話番号 : [REDACTED]
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等	
③ 雇用期間	2020年4月1日～6月30日	
④ 職務内容	政務活動関連事務処補助等	
⑤ 給料（賃金）	7000円 ( <input type="checkbox"/> 月給 <input checked="" type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給)	
⑥ 按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間（3時間）／政務活動（3時間）+その他業務（3時間） 3時間/6時間 → <input type="text" value="按分率 1/2"/>	
	<input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数（　　日）／政務活動（　　日）+その他業務（　　日） → <input type="text" value="按分率 /"/>	
	<input type="checkbox"/> 職務内容による場合 (　　) → <input type="text" value="按分率 /"/>	
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類	
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨ 備考		

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

## 雇用契約書

ふりがな			生年月日
氏名			
現住所			
下記の条件で契約します。			
雇用期間	2020年4月1日から2020年6月30日まで		
雇用形態	正規職員	<input checked="" type="checkbox"/> パートタイム	派遣職員 その他( )
就業場所	奈良県生駒郡平群町椿井 600-1 こばやし誠事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及び後援会に係る事務。		
就業時間 (休憩時間)	午前 9:00~午後 16:00 休憩 1時間		
休日	火・金・土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇( )		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 7,000円 時間給 円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日(毎月 25日) 賃金支払日(毎月 5日) 賃金の支払方法(□現金払い ■振込 ) 賃金支払時の控除(□所得税 □住民税 □健康保険 □介護保険 □厚生年金 □雇用保険) 昇給 □有 ■無 賞与 □有 ■無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input checked="" type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。			
2020年4月1日			
雇用者		小林 誠	
被雇用者			

## 第11号様式の14(第5条関係)

## 政務活動補助業務賃金台帳(令和二年度)

小林 誠

雇用者氏名	住所	生年月日	【議員名】												
			性別	雇入年月日			2020年 7月1日			費 与 1			費 与 2		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
労 働 口 敷	10	10	10	12											32
労 働 時 間 教	66	66	75												207
時 間 外 労 働	0	0	0	0											0
休 日 労 働	0	0	0	0											0
深 夜 労 働	0	0	0	0											0
基 本 給	51,000	54,000	102,000												207,000
															0
															0
															0
															0
時 間 外 手 当	0	0	0	0											0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0											0
課 税 合 計	51,000	54,000	102,000												207,000
非課 税 合 計	0	0	0	0											0
總 支 繳 鑑	51,000	54,000	102,000												207,000
健 康 保 險 料	0	0	0	0											0
介 滞 保 險 料	0	0	0	0											0
厚 生 年 保 險 料	0	0	0	0											0
雇 用 保 險 保 險 料	0	0	0	0											0
社会 保 險 料 合 計	0	0	0	0											0
課 税 対 象 額	51,000	54,000	102,000												207,000
所 得 稅	0	0	0	0											0
市 町 村 民 稅	0	0	0	0											0
控 除 税 合 計	0	0	0	0											0
差 引 支 納 銘	51,000	54,000	102,000												207,000

注 1 年度ごとに作成し、属月状況報告書とともに議長へ提出することとする。





## 第11号様式の15(第5条関係)

## 政務活動費備品台帳(令和2年度)

議員名： 小林誠

番号	名 称	規格・機種	数量	取 得			処 分 の 状 況			保管場所	( 備 考 )
				( 単位 : 円 )	取 得 金 額	( 単位 : 円 )	年 月 日	価 格	処 分 の 内 容	年 月 日	
1	モニター	EX-LDQ321DB	1	30,875	30,875		令和2年7月1日				事務所
2											アマゾン
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
年度計											

- 注
- 1 1件の取得価格が3万円以上(消費税込み)の備品等の財産を取得した場合、この台帳に記入するものとする。
  - 2 年度ごとに集計し、政務活動費支報書とともに議長へ提出することとする。
  - 3 購入・単価(税込)は上限10万円とする。(ただし、パソコンを除く。)
  - 4 処分の内容欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入すること。
  - 5 備考欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること。
  - 6 保管場所を明らかにし、現物確認ができる状態とすること。